

令和3年度原子力規制委員会

第71回会議議事録

令和4年3月16日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第71回会議

令和4年3月16日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力規制委員会組織規則の改正（案）
- 議題2：放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正（測定の信頼性確保関係）
- 議題3：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則等の改正・制定（案）
- 議題4：原子力規制人材育成事業の令和4年度実施方針
- 議題5：令和4年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針

○田中委員長代理

それでは、これより令和3年度第71回原子力規制委員会を始めます。

本日は、更田委員長が国会対応のため、私が進行いたします。国会対応が終わり次第、更田委員長は参加の予定でございます。

一つ目の議題は「原子力規制委員会組織規則の改正（案）」でございます。

説明は総務課の黒川課長からお願いいたします。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。

資料1でございます。

原子力規制委員会組織規則ということでありまして、毎年度、この時期にやっておりますけれども、来年度の機構定員要求の結果を反映するという形で、来年度からの組織について定めるというものでございます。

改正の概要、1.のところでありますけれども、定員要求の反映ということであります。

アのところで、今、首席技術研究調査官5人という方が各研究部門におられますけれども、この名前が変わりまして、首席1、統括4ということに名前が変わります。そのうち首席の方については、今は研究部門にいらっしゃるのですけれども、技術基盤課の方に所属が変わるというものであります。

イとして、核物質防護指導官、これは核セキュリティ部門におられますけれども、これが1人から2人に増員ということになっています。

ウの安全規制調整官、これは各審査部門にいる管理官の次に偉い人という感じの立場の方ですけれども、これが9人が8人、元々時限で1人おられましたので、その時限が切れるということで、1人減るということになっております。

(2)として「放射線防護研究に関する規定の整理」ということで、放射線防護研究、これは今は防護企画課でやっておりますけれども、これが技術基盤グループに移ることになります。これに伴いまして、技術基盤課と放射線防護企画課の所掌事務と管理官の職務を変更するということが規則の改正の中身になっております。

規則の中身につきましては、別紙として条文と新旧対照表の形がついておりますけれども、この中身は今説明したとおりでありますので、省略をいたします。

施行時期は、年度替わりですので、4月1日からということになっております。

以上が決定いただきたい組織規則の内容ということでありまして、備考として組織細則というものがありまして、これは長官の決定でありますけれども、ここにも中身のある話がありますので、御紹介をしたいと思います。

まず、核燃料廃棄物研究部門の所掌事務と名称が変わるということでありまして、先ほども申し上げました放射線防護研究が追加になりまして、核燃料サイクルがシステム安全研究部門に移りますということでございます。これに伴いまして、名称も「核燃料廃棄物研究部門」に「放射線防護」を足して「核燃料」を引きますので、足し算、引き算で「放射

線・廃棄物研究部門」という名前になります。

あと、核燃料施設審査部門から研究炉等審査部門に業務が移管されます。移管されるものは廃棄物埋設事業とクリアランスに関する審査業務ということでもあります。

あとは、火災対策専門官、この話は、以前、原子力規制委員会でも議題になったと思いますけれども、火災対策専門官の所掌事務が変更されまして、名前も火災対策推進官に変わるというものでございます。

説明は以上です。

○田中委員長代理

ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

一つ教えてほしいのですけれども、4ページの新旧対照表で、第5条の4項という一番最初のところですが、これの新旧を比べると、新しい方で「技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事」ということで、これは政策の企画・立案に関する事をこれまで放射線防護企画課がやっていたものを、技術基盤課の方でもやるのでということ、こういう書き方になっているのは分かるのですけれども、一方で、下の方の改正前のところの「研究」という言葉が改正案ではなくなっているのですけれども、これは何か意図があるのですか。

○黒川長官官房総務課長

これはちょっと法文上のテクニカルな話なのですけれども、次の6条の防護企画課のところの1号のところでは基本的な政策の企画、立案、推進と書いてあって、お互いパラレルにしないと、うまく除き合えないといえますか、ここでまた「研究」と書くと、防護企画課で「研究」と書いていないので、そこは除くという関係がちょっと説明しにくくなりますので、テクニカルにこういう書き方にしていますけれども、中身としては、調査及び研究というのは基本的な政策の企画、立案、推進の中に入っているということになります。

○伴委員

分かりました。ありがとうございます。

○田中委員長代理

山中委員。

○山中委員

基盤課の中に放射線防護に関する研究をやるグループができるというのは承知しているところなのですけれども、純粋に研究をやる研究員の数というのは、具体的には何人ぐらいになるのでしょうか、初年度は。

○佐藤技術基盤グループ長

技術基盤グループ長の佐藤でございます。

防護グループの方の研究員ですけれども、当初は4人の体制で進めていきますけれども、

純粋に研究職だけというよりは、研究も行政的なものもやるというので、必ずしも純粋な研究職だけではございませんけれども、そういった人数でまずは始めていくということでございます。

○山中委員

将来的にはそういう純粋な研究をやる人も、そのグループの中で育てていくという、そんなお考えなのですかね。

○佐藤技術基盤グループ長

技術基盤グループ長の佐藤でございますけれども、当初はもちろん研究職もございましてけれども、研究の進展に伴って、当然のことながら、研究職を増やすということも視野に入れて進めていきたいと思っています。

○山中委員

私自身、この分野は結構大切な分野だと思っていますので、研究をやっていただく方も是非とも徐々に増やしていただければと思います。よろしくお願いします。

○佐藤技術基盤グループ長

承知いたしました。

○田中委員長代理

あと、ございますか。よろしいですか。

それでは、別紙のとおり、原子力規制委員会組織規則の一部改正を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

それでは、原子力規制委員会として、別紙のとおり原子力規制委員会組織規則の一部改正を決定いたします。

では、二つ目の議題に移りますが、次の議題は「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正（測定の信頼性確保関係）」でございます。

説明は放射線規制部門の宮本管理官、そして、宮脇安全管理調査官からお願いいたします。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

これまで放射性同位元素等規制法に関しますガイドについて、順次、整備作業を今も進めているというところでありましてけれども、そのうちの放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド、これは測定の信頼性確保の関係ということで、これは規則を改正したということに関連するものであります。

このガイドについて、10月から11月にかけて意見募集を行いましたので、本日はその意見募集結果の御紹介と、その意見に対する我々の考え方の取りまとめ、まず、これをお願いしたいということと、それがよろしければ、改正案に対するこれらのパブコメ（パブリ

ックコメント) 結果を踏まえた修正、これを諮りまして、決定をいただければと思っております。

詳細につきましては、担当の宮脇調査官より説明させていただきます。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

意見募集の結果について御説明いたします。

意見募集の結果につきましては、資料の通しページ1の2. に示すとおりでございます。総務省の定める計算方法では43件、そして、それらを整理した結果、実際に私どもが認識した御意見等につきましては、この資料の後ろに示すように、その総計として213件ございました。

寄せられた意見に対する考え方につきましては、資料の通しページ1の3. に示すとおり、別紙1といたしまして、改正案に対する意見、放射線管理に関する質問及び誤記等に関するものの3分類のものをまとめ、また、別紙2といたしまして、改正案に対する直接の御意見ではないものに分類し、都合四つに分類した上で取りまとめを行いました。

そして、ただいま申し上げた別紙1にまとめた御意見等を踏まえて、必要な修正を行った予防規程ガイド改正案を別紙3として示すものでございます。

以下、通しページ3からは寄せられた御意見に対する考え方を示すものでございます。

別紙1のうち「1. 予防規程ガイド改正案に対する意見」は145件ございますが、それらのうち主なものとして、意見数の多かったものなど四つのものをここで御紹介、御説明させていただきますと思います。

まず第一は、通しページ4の1-1の御意見です。

1-1の御意見は、規則では、測定は放射線測定器を用いて行うことという原則を規定しますが、同時に、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができるとする例外規定も設けられているところ、本予防規程ガイドの改正案を見ると、この例外規定は今後適用されなくなるということかというものでございます。

これはどういうことかと申しますと、通しページ、飛びますが、131ページの右下の予防規程ガイドの6-3という節を御参照いただきたいと思います。

改正前の予防規程ガイドの6-3には、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に、計算によって値を算出する場合には、そのことについて放射線障害予防規程に定めておくべきという旨のガイダンスを示してございましたけれども、当該6-3には、規則第20条第2項に対応するものと、同条第3項のうち今申し上げた計算による算出という例外規程だけを抜き出して、その両者をまとめて一つの節としてガイダンスを示すものとしてございました。

実はこの規則第20条第3項は、この例外規定がメインの内容ではなく、その主体部として放射性同位元素による汚染の状態についての測定に係る規定がございまして、現行のガ

イドにはその条項に対応するガイダンスが欠落しておりまして、また、改正前の6-3につきましては、その節の構成が不適当なものとなっていたため、改正案の6-3においては、まず、規則第20条第2項に対応するガイダンスを示すこととして整理をするるとともに、同条第3項に規定する計算評価に関する記載をこの節から削除いたしまして、そして、規則第20条2項に対応するガイダンスとして書き足りていなかった事項、具体的には左側にございますように、外部被ばくや内部被ばくによる線量の測定に関する事項ですが、これらを追記するものとしたしました。これは通しページ131ページから132ページにかけての部分でございます。その左側の部分でございます。

また、改正前のガイドには欠落していた規則第20条第3項に対応するガイダンスを改正案の6-4として追記し、更に、計算評価に関わることはいわば例外処理となるという位置付けのものでございますので、改正案の6-5として、バスケットクローズ的に「特別な対応を要するもの、その他必要な事項」を予防規程に定めてくださいといった旨に修正する案を示したものでございます。

しかしながら、こうした改正案に対しまして、資料をお戻りいただきまして、資料の通しページ4でございますけれども、御意見の1-1から12までの12件の同旨の意見がございました。

これらの御意見については、言わずもがなのことではございますけれども、本件は規則を改正するものではございませぬので、規則の規定に何ら変更はないということを示すとともに、御意見のような誤解が生じることのないように、ガイド改正案の6-5を修正するという示してございます。

なお、当初の改正案において、計算評価について「特別な対応を要するもの」という表現で取りまとめさせていただいた狙いといたしましては、大多数の使用者等は、法令の趣旨を踏まえて実際に放射線測定器を用いて測定を行っている中で、「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である」という状況の類型として、例えば、忙しくて測定する時間がないからとか、測定のためにお金が掛かる、又はお金をかけたくないなどということで、放射線測定器による測定を行わずに計算評価を行うという使用者等が認められることもあったため、この計算評価という方法は、物理的に測定が実施できない場合等において選択されるものであり、このように、いわば情状的に判断されがちな表現を避けて「特別な対応を要するもの」という表現としたものでございます。

しかしながら、この「計算評価」という文言がこのガイドからなくなりますと、規則の例外規定を否定するものかといった旨の御意見が、御案内のとおり、複数寄せられたという事実を踏まえまして再検討いたしました結果、「特別な対応うんぬん」という表現は取り止めまして、通しページ4ページ右下の下線部に示すテキスト「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合において計算によってこれらの値の算出をするとき等、規則第20条の規定を踏まえた措置を適切に実施する上で必要となる事項」といった表現に修正いたしました。

ここで計算評価ということについての例示は従前と同様に示すものでございますけれども、あくまでも規則にのっとりた措置を適切に実施する上で必要となる事項を、放射線障害予防規程にしっかり定めてくださいという趣旨も併せて明確に示すように修正をしたものでございます。

以上が第一点目でございます。

第二点目は、通しページの12ページの1-19でございます。12ページでございます。

1-19の御意見は、1-1の意見と関連して、先ほどの計算評価に代わって登場した「特別な対応を要するもの、その他必要な事項」とはどういうことを示すものであるのかという御意見でございます。

これは1-19から27までの9件の同旨の御意見がございました。これらの意見についても、通しページ12ページから13ページに示すとおり、また、1-1の御意見に対する考え方と同様に、改正案の6-5を修正するというを示してございます。

次、第三でございますけれども、通しページ22の1-43でございます。

1-43の御意見は、放射線施設に立ち入った者のうち、一時的立入者に対する外部被ばくによる線量の測定について、放射線業務従事者に求められるISO 17025に基づく測定といったいわば厳格なものではなく、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器による測定で足りるはずであるのに、改正ガイド案の表1にはその旨が示されていないというものでございます。

これはどういうことかということ、ページが飛んで恐縮ですが、通しページ137の表1を御参照いただきたいと思っております。137ページの表1でございます。

表1は、放射線施設に立ち入った者についての測定に関する法令要求等を分かりやすく一覧としてまとめたものでございます。ここで、一時的立入者については、その右側の欄の黒丸(●)に示すように二つの方法が取り得ることから、このように示したのですが、この表記が誤解を与える。すなわち、この●に示すところの両方をやれ、又はISO 17025の方が先に書いてございますので、こちらを優先しろなどといったことを想起させるというものでございます。

こうした改正案に対して、資料をお戻りいただきまして、通しページ22でございます。22にお戻りいただきまして、1-43から1-58までの16件の同旨の御意見がございました。これらの御意見については、めくって通しページ23でございますけれども、そちらに示すとおり、当該表1の表中におきまして「次のいずれか」という文言を追加して修正するというを示してございます。

最後に、第四でございますけれども、こちらは通しページ56の1-103番でございます。

1-103の御意見は、先に行われた規則の改正案に係る意見募集において、測定に係る帳簿の記載に関することは予防規程ガイドに示すとしていたが、その記載がないというものでございます。

これはどういうことかといいますと、通しページ56の1-103番の二番目の矢羽根(➤)に

示すとおり経緯によりまして、許可届出使用者等が備えるべき帳簿の記帳に係るものは、今後策定予定の「立入検査ガイド」、こちらは仮称でございますけれども、において取りまとめて示した方がよい。なぜならば、帳簿には、測定のみならず、このほかにも放射性同位元素等の使用、保管、廃棄等々に係るものも作成しなければならないこととされていることから、帳簿に関することについては、一つにまとめて示す方が合理的であり、また、後の参照の際にも利便性がよいと考えたためではございますけれども、御意見を踏まえて再検討させていただきましたところ、帳簿の記載に関することにつきましても、測定の信頼性確保に係る考え方に関連するものと位置付けまして、本ガイドの別紙においても示しておいた方がよろしいだろうということで、改めてこちらに示すこととさせていただいたものでございます。

このため、測定に係る帳簿の記載に関しまして、こちらページが飛びまして恐縮ですが、通しページ134ページでございます。こちらは欄外の注記ということになりますが、ちょっと字が小さくなってございますが、注記の2及び更にその先、通しページの141ページのこちらと同じく欄外の注記3というところに示すガイダンスを追記することといたしました。

なお、こちらに追記した内容は、先の測定の信頼性確保のための規則改正に係る意見募集の際に示した考え方、これは正に令和2年9月の第22回原子力規制委員会資料に示したものに変更はなく、これらに基づいた考え方を示すものでございます。当該資料につきましては、関連する部分を抜粋し、本資料の参考1として通しページ122ページから添付しているものでございます。

御意見を踏まえて予防規程ガイドの改正案を修正するものうち、私どもがポイントと考える部分についての御説明は以上でございます。

あと、通しページ80ページからは放射線管理に関する質問を取りまとめたものでございまして、21件ございました。これらは放射線障害予防規程に具体的な書きぶりとしてどのように規定したらよいか、又は測定の実務における法令の当てはめなどに関する質問等であるため、それらについては、通しページ80の、例えば、2-2の右側に示すような考え方、第2番目の>にございますように、放射線障害予防規程は許可届出使用者等のものであり、その内容や具体的な規定ぶりは許可届出使用者等が主体的に判断して規定すべきものであるといった旨や、また、各々個別の御質問については、回答の前提となる放射線同位元素の取扱状況等が明らかでないため、一くくりにして、又は断定的にその良し悪しを回答することはできませんので、その旨を示すものでございます。

以下、通し90ページまで、個々の質問に対する説明は省略いたします。

次は通しページ91でございます。こちらは誤記等に関するものでございます。33件ございました。改正案として示したものに誤字・脱字などの誤りがございました。申し訳ございませんでした。これは全て御意見を踏まえた修正を行うものであるため、取りまとめて修正を行う旨を示してございます。

その次、通しページ95でございます。こちらは、別紙2、「改正案に対する直接の意見ではないもの」として分類したものでございます。14件ございました。様々な向きのものがございますが、こちらにつきましても、個々の御意見等についての説明は省略いたします。

意見募集の結果についての説明は以上でございます。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

以上の内容でよろしければ、まず、意見募集の結果を取りまとめたいということ。それから、取りまとめがそれでよろしければ、それを踏まえたガイドの改正案について御決定いただきたいということ。ガイドの施行日については、規則の施行日が準備期間を合わせて令和5年10月からということですので、その同日としたいということであります。

参考ではありますけれども、RIの事業所は多いので、これらの結果については、十分いろいろな機会を捉えて周知を図っていききたいということと、これを踏まえて、引き続きのガイドの整備作業を行っていききたいということであります。

以上です。

○更田委員長

国会から戻ってきましたので、この後の進行を行います。田中委員、ありがとうございました。

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今、説明された内容については、異存はないのですけれども、一つコメントとして、これは前々から言っていることですが、やはりこれだけコメント、御意見を頂いた。それから、あるいは問合せに近いものがあつたということは非常に重要なことだと思います。

というのは、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）が所掌する施設が大小様々である、種類も様々であるということに加えて、やはり各施設の主任者の方々が、これだけ真面目に細部にこだわって業務をやってくださっているということのあかしでもあると思います。ですから、先ほど最後に宮本管理官がいろいろな機会を捉えて周知を図っていききたいと言っていましたけれども、正にそうしていただきたい。

それは各学協会が実施するようないろいろな説明会であったり、シンポジウムであったりという、そういう場も活用してほしいですし、あるいは立入検査のときのコミュニケーションの機会をきちんと活用してほしいのですね。それは単に周知するだけではなくて、もしかすると、我々が現場の実態を捉え切れていない場合もあるかもしれないので、できるだけインタラクティブに、双方向の意見交換として、今後改めるべきものがあれば改めていっていただきたいと思います。

以上、コメントです。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

宮本です。

十分承知いたしました。そのように対応いたします。

○更田委員長

今の伴委員の御意見は至極もつともなのですけれども、すごく悩んでしまうのは、宮本管理官は、本件に限らないけれども、よく説明されるのは、小規模の事業者もおられて、更に言えば、被規制者の数という観点からすると、すごい数ですと。

RI（放射性同位元素）規制にどこまで、力の配分の話をしようとしているのですけれども、リスクの観点からすると、RI事故というのは、実は起きると、被害に遭った人の被ばく量というのは大きいケースが多くて、ゴイアニア（ゴイアニア被ばく事故）みたいな例もありますけれども、被ばくしている人がそれと気付かずに被ばくしているケースというのが多いので、意外と被ばく量は大きいと。

とはいうものの、線源としての脅威は、核燃料等に比較するとそうでもない。だから、頃合いが難しいなと思うのと、それから、こういったガイドの一部改正のたびにこれだけ作業をするのが本当に適正なのかというのは、宮本管理官もそうだし、宮脇調査官たちも大変だったと思います。

うまい方策が見つからないのですけれども、どう効率化・合理化したらいいのかなと思ってしまうところがあって、もう本当に、だって、パブコメの機会にいろいろなことを聞かれているという実情は分かるし、それにまた丁寧に答えてもらっていて、それはとてもいいことなのだけれども、ガイドの一部改正にしては作業が大変過ぎないかとも思いました。これは感想というか、コメントであります。

ほかにありますでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

通しの52ページから53ページにかけてのところなのですけれども「必要な精度」。「精度」という言葉、測定の確かさといいますか、これについて、この意見を寄せられた方は「精度」という言葉ではなくて「不確かさ」という言葉を使いなさいということなのですよ。

測定する場合に、やはり精度も大事ですけれども、確度も大事ですよ。要するに、確かさですね。精度と確度というのは測定をするときの基本の基本だと思うのですよね。

右側の考え方を読むと、平易に説明するために「精度」という用語を用いるのであり、原案のとおりとしますということなのですけれども、平易に説明するために「精度」という言葉を使うのだという説明は、どうも余りよくないのではないかなという感じがいたします。

本当はやはりこの意見をおっしゃった、意見を寄せられた方のように「不確かさ」という言葉を使った方がいいのではないかという感じがするのですけれども、一般に使われて

いる言葉として「精度」というのは確度も含むのだと、そういう意味で使うのだということなのだと思うのですよね。ですから、平易に説明するためという言い方は、これはちょっと余り適切ではないかなと思うのですね。そここのところはいかがでしょうか。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

正にこここのところでございますけれども、今、JIS規格（日本産業規格）等では、この御意見でございますように「不確かさ」という用語が使われているものでございますけれども、このガイドでお示ししたかったことにつきましては、この測定器について、点検及び校正を適切に組み合わせて実施していただきという規則の改正が行われたという中で、特に校正につきましては、このガイド案の中の随所に盛り込んでございますけれども、測定目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保してもらうことが説明できるものが「校正」だという言い方をさせていただいております。

ここで「不確かさ」という表現といたしますと、これはJIS等で規定される非常に精緻な、厳密な考慮をして、校正をしてくださいという、そういうメッセージにもなりかねないものですから、私どもといたしましては、JISも当然含むものでございますけれども、より幅広いいろいろなやり方を、実際に測定において適用されるやり方に当てはめてやっていただきたいということで、この放射線測定器のいわば正確さということについての、平易ということと併せて、測定器の正確さというものを概念的に示すもの、精緻な正確さということをJIS規格並みに定義して示そうというものではなくて、ここでは正確さということを概念的にお示ししたいという意味で「精度」という用語を使っているのだと、そういう考え方でこちらの方は原案のとおりとさせていただいたものでございます。

○石渡委員

もちろん、その趣旨は分かるのですけれども、ただ「精度」という言葉の方が「不確かさ」よりも平易かと言われると、これはちょっと疑問がありますよね。そここのところを平易に説明するためと言っていいかどうかということですよ。だから、そういう意味で、例えば「確度を含んだ意味で」とか、あるいはもう少しいい言い方があるかもしれませんけれども、そここのところはちょっと言葉を考えた方がいいかなという気がするのですけれども。

以上です。

○更田委員長

これは私の意見ですけれども、まず「精度」と「不確かさ」のどちらがより言葉として平易かという、これはほとんど差はないと考えるの方がマイノリティーかなとちょっと思いました。「精度」という言葉は、正しい意味で、厳密な意味で使われていないかもしれないけれども、測定器のマニュアルだとか、仕様書だとかというのは「精度」と出てきますよね。

例えば、時計を買うと、時計の説明書きに「精度」と出てきて、月に何秒とかという、

誤差とか、いろいろな言い方、表現がされるわけだけれども、ここはちょっと測定器に触れているから、私のあれは、測定器の正確さという意味で一般に使われているから「精度」という言葉を使ったのかなと受け止めました。

石渡委員の御意見に反対しているわけではないのですけれども、これをやり出すとなかなか着地しないように思います。受け止め方はそれぞれです。

「不確かさ」というのは、アンサータンティー (uncertainty) を何とか日本語で表現しようとした言葉のような気がします。むしろ「不確かさ」という言葉も、語義に関してはものすごく多様な意見があるように思いますので、もしほかの委員、御意見があればおっしゃっていただきたいと思いますが、石渡委員が許容できないということではなければ、ここはこれでいいのかなと私は考えております。

伴委員。

○伴委員

私、この点に関して事前に事務局から説明を受けたときに、少し議論はしたのですけれども、あくまで一般用語としての「精度」という意味でいいのかなと私も思っています。確かに厳密に表現しようとするとな「不確かさ」という言葉になってくると思うのですが、その場合「精度」と「不確かさ」というのは、ある意味、逆の観点から言っているもので、「精度」をそのまま「不確かさ」と置き換えてしまうと、意味が通じなくなってしまって、全体の書き方からいじらなければいけないので、そういうことも考えると「精度」のままでもいいのかなと思います。

○石渡委員

そうですね。余りここでこだわるつもりはないのですけれども、例えば、一般的に用いられている意味で「精度」という用語とか、そのようにすれば、非常にはっきりすると思うのですが、これの方が平易だからというのは当たらないと私は思います。

以上です。

○更田委員長

でも「測定精度」という言葉というのは、どちらかというと、非常に一般化されていませんか。正しく使われているかどうかは別として。

○石渡委員

ですから、一般的に使われているような意味でということだと思っただけですね、これは。

○更田委員長

では「平易に」だけを取ったらどうですか、考え方の中から。でも、石渡委員が引っ掛かっておられるのは、この「平易に説明する」の「平易に」は当たらないというところのようなので。

○石渡委員

それでも結構です。

○更田委員長

ほかの点に御意見はありますでしょうか。

田中委員。

○田中委員

二つほど教えてください。先ほどガイド改正に対する意見のところの重要なというか、主な四つのうちの1個目の説明のところ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合においては計算等々という、これはどのような場合がこれに当たるかというのは、大体これはもう共通認識に近づいているのですね。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官

放射線規制部門の宮脇でございます。

ほぼほぼ近づいてはいるのだと思いますが、先ほど来からちょっとお話がございましたように、RIの使用者は数的にはたくさんございまして、私どもが時々散見するのは、先ほど私がちょっと御紹介したように、うちは非常に忙しくて測定している暇がないとか、測定器を買いそろえようとする非常に高価なので、測定をすることが著しく困難な状況でございましたというのが見受けられますので、それはこの法令で言っているところの考え方とは異なるのではないですかということ、私ども、そういう事例を目の当たりにした場合には、そういう形で対応させていただくと。非常に多いということではないのですが、まれにそういう方がいらっしゃるということでございます。

○田中委員

この言葉の変なところだけを使われて変になっても困りますので、しっかりと見ていただきたい。

もう一つは、2ページを見ると、5. で「被規制者への周知」ということで、これは施行が令和5年でしたか。まだ時間はあるのですけれども、これから説明したり、周知とか、あるいはコミュニケーション等をしていくのですけれども、意見聴取を行った各団体への連絡というのは、これはどのような団体に意見聴取をして、場合によっては、意見聴取した後の各団体を通していろいろな利用者等への周知もあると思うのですけれども、どういう団体でしたか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本です。

四病院団体協議会であるとか、放射線技術学会（公益財団法人日本放射線技術学会）、非破壊工業会（一般社団法人日本破壊検査工業会）、測定の回には個人線量協議会（個人線量測定機関協議会）とかに入っていたり、あと、大手の機関としては、アイソトープ協会（公益社団法人日本アイソトープ協会）でありますとか、QST（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）というようなところに参加いただいています。個別機関も各事業所というのがありますし、その団体は主に業界団体の、まとめている団体ですので、傘下の機関への周知というようにこともお願いしていくと。

それから、それ以外にも（放射線取扱）主任者定期講習とか、そういう機会もありますので、そういうところで、通常やっています法令改正、いろいろなガイドの整備とか、それ以外にトラブル事例の紹介とかもやっておりますので、そういう中でやっていきたいということでもあります。

○田中委員

分かりました。RIを実際に使っている方がいろいろ分からないときに、そのような団体とか、あるいはRIの講習会とかのときにいろいろ聞かれると思うので、そこの方々がしっかりとこの辺の状況を分かっているといけないと思いますので、よろしくお願いします。

○更田委員長

ほかに御意見はありますか。

私から二点。

一点は、先ほどお話ししたことと、非常に丁寧に書いてもらっていて、とても丁寧な作業がされているのだけれども、先ほども言ったように、ガイドの一部改正にしては作業量がちょっと大きくなり過ぎているので、この考え方の書き方とかというのはもうちょっと簡単にできないかなと思いますし、それから、パブコメの本来の役割から外れている御意見にまで答えていると、かえってパブコメの趣旨がゆがんでしまうので、その辺りはどこかでしっかり線引きをすること。

これは、どちらかというところ、長官の方で考えていただいた方がいいのかもしれないと思います。

○荻野長官

承知いたしました。

○更田委員長

それから、もう一つは、通しでいうと56ページ、1-103で頂いている意見、これも対応の仕方に異論があるわけではないのですが、本来、これからやるつもりだった立入検査ガイドの方に書くつもりだったので、ここには載せませんでした。

だけれども、もう既に今までのやり取りがあるのだから、ここにも書いてよという御意見があって、そこで御意見を踏まえて方針を変更しましたということで、このように書きますというのは、57ページであるとか、58ページ、59ページの方で下線が引かれているところを加えますとなっていて、記述の内容にも私は異論はないのだけれども、すごく厳密に言うと、パブコメを受けて決めるときに、新しい文章がこんなにたくさん加わっているのかという議論があって、この文章に対するコメントはどうしたらいいのというのが、厳密に言うと、あるのですが、ただ、一方で、ここに記されているような内容というのは、既にもう明らかにしてきたものから外れていないので、これでいいという考え方はとれると思うのです。

そこの新たに加える文章を確認いただいて、さらに、立入検査ガイドのときにパブコメを受けるので、そのときにまた機会はあるわけなので、私は、今回、この文章の内容に照

らしてこのまま定めて差し支えないとは思いますが、一方で、一般論としては、多くの分量の文章が加わるときの扱いは慎重であるべきというのがあるだろうと思えますけれども、内容に照らして御意見はいかがでしょう。

実はこの測定の信頼性を確保するための措置の内容うんぬんに関しては、ここに御質問の方も丁寧に引用してくださっているように、既にやり取りした内容ではあるので、特にこれは改めてのパブコメを要しないと思えますけれども、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、ほかに御意見がなければ、まず、この御意見の考え方について、別紙1及び別紙2の案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で、別紙3のとおり、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正について、事務局案を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

片山次長。

○片山次長

パブコメ回答のところでは例の「平易に」というところを削除した上で了承ということでよろしいですか。

○更田委員長

「平易に」の3文字だけ取ってもらえますか。

石渡委員。

○石渡委員

結構です。

○更田委員長

それでは、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正を決定します。ありがとうございました。

三つ目の議題は「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則等の改正・制定(案)」です。

説明は古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

資料3でございますけれども、御説明したいと思います。

これは経緯のところにもございますように、これまで12月と1月の2回、原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)に基づく法令報告、事故・トラブルの法令報告のルールにつきましての改善ということで、規則等の改正をお諮りし

たということでございます。その後、パブコメを行いまして、意見が出てきましたので、所要の改正をして、本日、規則、それから、訓令、そちらの方について決定をいただきたいというものでございます。

中身の説明は本橋の方からさせていただきます。

○本橋原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

検査監督総括課の本橋でございます。

具体的には通しページの4ページ目から御説明申し上げます。別紙1-1でございます。こちらは規則の改正案についての御意見と考え方でございます。

こちらは実用炉規則の改正についての御意見でございまして、番号1でございますけれども、通しページの29ページ目の改正案になります。

御意見といたしましては「当該事象」は前段の「類似の事象」を指していると理解してよろしいかという御意見でございますけれども、回答といたしましては「当該事象」は前段の「類似の事象」ではなく、134条の各号に該当するときとして報告される事象を指していますと。

一方で、御指摘のように、分かりづらさがあるかと思しますので、当初の改正案でございました「ただし、過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が明らかであるとき」という規定について、文言の順番を入れ替えまして、下線のとおり「ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるとき」と修正したいと思います。

2番から4番については、事実関係等に関する御意見等でございますので、御意見と回答は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、別紙1-2、通しページでいいますと7ページ目でございます。こちらは訓令の改正案に対する御意見と考え方でございます。

1番の別表一、こちらは実用炉と研究開発段階炉の規則に関する運用の訓令に対する御意見でございまして、番号1につきましては、通しページでいいますと37ページ目になりますけれども、表現の適正化でございまして、記載の文言をそろえるというものでございますので、記載のとおりでございます。詳細の説明は省略させていただきます。

2番目、別表四でございますけれども、こちらは試験炉規則の運用についての訓令に対する御意見でございます。

番号1でございますけれども、通しページの53ページ目になります。

御意見といたしましては「安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする」とございました。これにつきまして、廃止措置対象施設においては「安全上重要な機器等に属する機器等」は「性能維持施設」を意味すると考えますと。しかし、廃止措置対象施設においては、性能維持施設全てが使用前確認証の交付を受けているわけではありません。そのため、当該記載をこちらに記載のとおり修正してはいかがでしょうかという意見でございました。

回答といたしましては、廃止措置段階における性能維持施設の設置又は改造を行う場合においては、設工認可は原則不要となっておりまして、廃止措置計画の中で工事等の内容を定めることになってございます。したがって、御指摘のように、性能維持施設によっては、使用前確認証の交付を受けないものもあり得ます。

8 ページ目になりますけれども、このため、中ほどになります、下線を引いてございませぬけれども、こちらの記載を「安全上重要な機器等に属する機器等については、使用開始から報告対象となる」と修正したいと思っております。また、同趣旨の修正につきまして、実用炉と研究開発段階炉の運用の訓令についても、修正をしたいと考えてございます。

続きまして、9 ページ目でございます。こちらは外運搬規則の運用に係る訓令に対する御意見でございます。

基本的には、文言の適正化については、御意見を踏まえ修正いたしまして、また、事実関係の確認に関する意見については、回答の欄に記載のとおりでございますので、1 から5 については、説明は省略させていただきます。

番号の6 番を御覧ください。通しページの10 ページ目になります。

御意見といたしましては、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明が生じたときは1 号に該当しないのか。加えて、1 号に該当せずとも、他の基準に照らして抵触する事項はあるかという質問でございました。

回答といたしましては、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明が生じたときは、こちらは外運搬規則第25条第1号には該当いたしません。

なお、この核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。また、核燃料物質によって汚染されたものの漏えい、また、外運搬に関する人の障害等が発生した場合については、第25条2号、3号にそれぞれ該当することとなります。

11 ページ目でございますけれども、後段の御意見でございます。3号の解釈の部分でございますけれども、事業所外運搬上の支障を生じないものの具体例を示されたいと。例えば、車両運搬中の交通事故において傷病者が発生した場合は、人の障害が発生したと言えるが、交通事故自体は道路交通法によって規制されるものであり、二重規制のように見受けられる。したがって、3号の意図する目的を明らかにされたいという趣旨の御意見でございました。

回答といたしましては、外運搬規則25条の3号の報告対象から除かれる軽微なものについては、訓令の当該号の説明の中で「放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの」と説明してございます。こちらの法令報告の対象となる事象はこれまで発生しておりませんので、具体的な事例はございませんが、御指摘の「事業所外運搬上の支障を生じないもの」としては、例えば、人の障害であっても、当初の事業所外運搬の計画に大幅な変更が生じないものが該当すると考えられます。

その上で、本号の目的については、原子力安全の観点から、事業所外運搬に関する人の

障害について、原因究明及び再発防止対策の実施を確実なものにするため、事業者等から報告を求めるもので、道路交通法とは別の観点からの規制ですという回答をまとめてございます。

続きまして、12ページ目でございますけれども、こちらはその他関連する御意見でございます。文言の適正化に関する意見については、意見を踏まえ修正したいと思います。また、その他事実関係に関する意見でございますので、御意見、回答については、記載のとおりでございます。説明の方は省略させていただきます。

通しページの2ページ目にお戻りください。「3. 規則及び訓令の改正等」でございます。

ただいま御説明申し上げたとおり、御意見等を踏まえ必要な修正をいたしまして、以下の3点について、原子力規制委員会決定をいただきたいというものでございます。

一つ目は、規則の改正案でございます、これは別紙2-1になります。

2点目として、訓令の一部改正について、こちらは別紙2-2でございます。

3点目としては、外運搬規則の運用に係る訓令の制定について、こちらは別紙2-3でございます。

(1)の規則については、原子力規制委員会決定後、速やかに官報掲載手続きを行い、公布することとし、公布の日に施行したいと思います。(2)及び(3)の訓令については、(1)の規則の施行日に施行したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

直ちに報告というのと、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく報告するということの二つの違いが随分分かりやすくなったかと思えます。

1個教えていただきたいのは、外運搬のところで「核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題」と書いてあるのですけれども、もしこのようなことが起こったときは、もちろん直ちに報告ということがかかるのですよね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

基本的な運用としましては、こういう廃棄物みたいなものであったとしても、何か異常があった場合には、法令報告に該当する、しないにかかわらず、まず、我々の方に一報が入るというのは運用上しておりますので、全く情報が入らないということはないだろうと思っております。

今回、法令報告としてどうするかというところでございまして、この指摘を受けて、これは外運搬だけではなくて、ほかの規則も含めて同じような記載がございますので、その

点も含めてどうしようかというのは今後の課題かなと考えてございます。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

よろしいですか。

伴委員。

○伴委員

非常に細かいことなのですけれども、68ページのところの別紙2-3の別添としてついているところなのですけれども、その言葉の使い方なのですけれども「人の障害」というのはこういう言い方をするのだろうか。この場合、障害というのは、多分、ディスオーダーのことだと思うので、健康影響という意味で言う場合には「特定の臓器の機能の障害」という言い方はしますけれども、人の障害というのは余り聞いたことがないのですよね。だから、この言葉が果たして適切なのかどうか。

○本橋原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

検査監督総括課の本橋でございます。

おっしゃる「人の障害」という言葉に分かりづらい部分があるというのは、御指摘のとおりかとは思いますが、この「人の障害」という文言については、原子炉等規制法の事故報告を求める条文で、人の障害が発生した事故について報告を求めていますので、「人の障害」という言葉自体、この規則の中で使うということについては、法律に合わせた文言でございますので、そこについては変えるということは難しいかとは思いますが、訓令の中で「人の障害」というのは、では、具体的に何なのかということは、具体的な事例としてどのようなことが書けるかというのは検討してまいりたいと思います。

○伴委員

既にそういう言葉が使われているということは了解しました。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

これは確認なのですけれども、通しの29ページの改正案、別表第九というものですけれども、この「当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対処する処置を報告することを要しない」と。それが発生したという事実そのものは、これは報告すべきなのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

おっしゃるとおりで、発生したという事実については、まず直ちにとということで、今の条文の最初の方の改正していないところに「次の各号のいずれかに該当するときは、その

旨を直ちに」まず報告すると。その状況、それに対する処置を遅滞なくということで、第二弾の方は必要ないけれども、直ちにとというのは、その旨を直ちに報告する。これは必要だということで考えてございます。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

念のための確認なのですが、田中委員が御質問になったいわゆる運搬中の廃棄物の紛失、あるいはその盗取、これについては漏れているということですよ。核燃料だけではなくて、RIについても、実は漏れているということですか。

○本橋原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

検査監督総括課の本橋でございます。

我々はRI法を所管しているわけではございませんけれども、我々が調べる限りにおいては、RIによって汚染されたものについては、同じくこの報告対象には含まれていないというものと理解しております。

○山中委員

含めて検討事項ということになりますか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

古金谷でございます。

担当部門とも相談したいと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

では、パブコメに対する考え方、それから、改正・制定に関する案について、御異存ないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、別紙1-1及び別紙1-2のとおり考え方をお示するとともに、別紙2-1から2-3のとおり、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する関係規則等の改正・制定について決定します。ありがとうございました。

四つ目の議題は「原子力規制人材育成事業の令和4年度実施方針」。

説明は金城長官官房人事課長から。

○金城長官官房人事課長

それでは、資料4を用いまして、原子力規制人材育成事業の令和4年度の方針を説明させていただきます。

まず「はじめに」のところがございますけれども、この事業は平成28年度から行ってき

ておりますけれども、これまで28事業の採択を行ってきていまして、18事業は終了になっておりますけれども、今、実施中の事業は令和4年度10件となっております。それも踏まえまして、令和4年度、新規に採択できる見込みが3～4件程度立ちましたので、令和4年度における本事業の実施方針を整理いたしました。

その方針ですけれども、二つ目でございます。令和4年度におきましては、令和3年度と同様に行っていきたいと考えてございまして、その方針に従って、原子力規制人材育成事業審査評価委員会、別紙2に具体的なメンバーがございまして、そこでの審査の上、採択事業を決定したいと考えてございます。

類型等は(1)等で説明するとおりでございますけれども、今年度行った審査を踏まえまして、この事業は将来的に規制に従事する人材を育成していく事業の採択に重点を置きまして、以下に示すようなプログラム採択を目指していきたいと考えてございます。

まず、類型ですけれども、こちらの方は今年度議論させて設定した類型のとおりですけれども、こちらの方は、うちの原子力規制委員会の職員のキャリアパスイメージで設定しました専門分野に従いまして、一つ目、原子力プラント規制等に係る業務、二つ目、放射線防護に係る業務、三つ目、自然ハザード・耐震に係る業務といったことで類型を設定してございます。

2ページ目です。事業区分としましては、こちらの方も今年度と同様に、新規事業については3000万円程度までといったことでありますし、あと、継続事業ですね、継続というのは、明確にしますと、今年度若しくは昨年度に終了した事業の継続といったことで設定してございまして、こちらの方も1000万円程度ということで、今年度と同様の事業区分で考えてございます。

なお書きのところは、この原子力規制委員会にも今年度の採択のときに説明しましたけれども、二つ並んでございますけれども、新規事業の採択を優先してということでありまして、継続事業につきましては、継続することの意義や評価の高い事業の採択といったことで考えてございます。

(3)ですけれども、これは昨年度の行政事業レビュープロセスで指摘された事項などは、しっかりと対応をしていきたいと考えてございます。具体的には○で示していますように、職員の講師派遣とか、あとは、受講生募集に当たっての広報などはしっかりと見た上で採択を考えていきたいと考えてございます。

もしこの原子力規制委員会で御了承いただけましたら、早速、明日から公募を開始して、公募説明会などをして、夏前には事業開始できるようにしたいと考えてございます。今年度、昨年度の事業が開始できたのがもう12月とか1月、冬になってからでしたので、事業者側のことを考えますと、なるべく早く始められたらと考えてございます。

説明は以上であります。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

新規と継続なのですがけれども、2ページ目を見ると、継続というのは令和2年度、3年度に終了した事業であってうんぬんと書いていますよね。そうすると、3年度までやっていたのだけれども、それについて、更に4年度以降も同じ内容でやりたいというのは分かるのですが、令和2年度で終わったのだけれども、また内容を変えて申請するときは、これは新規になるのですね。内容が余り変わらないでやるときは継続になるのですか。

○金城長官官房人事課長

具体的な申請が来てからの整理もあると思いますけれども、基本的にはその方針でやっていきたいと考えてございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

まず、他省庁での原子力人材育成に関する公募というのですかね、プログラムをやっていると思うのですが、原子力規制庁と他省庁との差異というのは、多分、2.の後半の部分が恐らく大きな差異になってくるのだらうと思うのですが、そういう解釈でいいでしょうか。

○金城長官官房人事課長

その御説明で基本的にいいと思いますけれども、具体的には、この原子力規制人材育成事業は原子力の規制に特化した人材育成事業でありまして、文部科学省の方の事業は原子力研究開発人材育成基盤の維持・発展ということで、もう少し大きな枠組みになっていると我々の方は理解してございます。

○山中委員

すぐにお答えになることはできないかもしれないのですが、他省庁、例えば、経済産業省なんかは人材育成をやられていませんか。

○金城長官官房人事課長

人事課長の金城ですが、私の方で確認している限りは、人材育成に特化したようなものはないと確認してございます。

○山中委員

分かりました。

それから、昨年度からいわゆる分野、分野で類型を決めて公募をかけるという方式を取られたのですが、一昨年度のプログラムも継続されているのですが、明らかに類型は募集のときにはかけていなかったのですが、無理やり分けるとすると、大体全部でこの類型は何件ずつぐらい、今、走っていることになるのですか。

○金城長官官房人事課長

冒頭で説明しましたように、令和4年度、既に決まっている事業は10件程度ございますけれども、令和2年度は、今御指摘のように、類型が違っていただけなのですが、ちょっと無理くりというか、内容で分類させていただきますと、重複のカウントがあるのですが、例えば、第1類型、原子力プラント規制に係る業務といったものは令和2年度、3年度で4件程度ございまして、②の放射線防護に係るところは合わせて6件で、自然ハザードに関するものは5件という形で分類できるかなと思います。

○山中委員

ありがとうございます。

件数を聞くと、比較的うまくばらけていて、均等に採択されているのかなと。本年度もできるだけいろいろな類型に分かれて、プログラムが採れるようにしてあげてほしいなと思います。

○金城長官官房人事課長

了解しました。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から、これは方針らしい方針として目新しいところがあるとする「将来的に規制に従事する人材を育成する事業の採択に重点を置き」というところが方針なのだと思うのですが、この規制に従事する人材というのは、TSO(技術支援機関)を含む、含まないのどちらですか。将来、TSOで仕事をする人。

○金城長官官房人事課長

そういった意味では、内容的にはTSOも含まれるとは思いますが、実際、念頭に置いているのは、原子力規制庁での活躍する人材を念頭に置いていることは確かでございます。

○更田委員長

そうだとすると、QSTが行っている事業の対象者というのは学生さんなのですか。

○金城長官官房人事課長

QSTが行っている事業は、学生だけではなくて社会人も含まれています。

○更田委員長

その社会人の人は、今の仕事を辞めて原子力規制庁へ来るということを想定しているわけですか。

○金城長官官房人事課長

そういった意味では、原子力規制庁の職員の採用を見ますと、新卒の方と同じぐらいの人間が中途採用といったこともございますので、そういった社会人の方々に、プログラムを受けた方々が原子力規制庁に来ていただくということは想定の中に入れております。

○更田委員長

これはあくまで議論なのだけれども、この類型の中に自然ハザード・耐震に係る業務と

出てくるではないですか。一方で、現行、今、走っているものを見ると、なかなかそれは多くはないのだよね、どうしても。令和2年度採択の東京都市大のものが明示的に自然ハザードを掲げているぐらいで、なかなか内容的にも、この類型でいうと、自然ハザードや耐震に係るものというのはなかなか広がっていないと。

では、そこを広げようとしたときに、では、実際、今、この分野の規制に関わってくれている人材のリソースはどこにあるかという、実はゼネコンとかですね。ゼネコンを退職されて、来てくださっているような方。

そうすると、こういうものを増やそうとすると、でも、まさかゼネコンがゼネコンを辞める人たちのための研修プログラムというか、教育プログラムを設けようとするというのも変な話ではあるのだけれども、多分、放っておいても、この自然ハザードの分野というのは広がりませんよね。大学にそもそもそんなに、規制の観点からという、広がっていないので。

どうなのだろう。例えば、シンクタンクなり、あるいはゼネコンなりが、ゼネコンだって研究所を持っておられるところはありますよね、民間の。これを見ると、国公立大学とか、国公立の研究機関がものすごく多いので、私立大学も都市大ぐらいしか浮かばないのだけれども、本当に目指す人材というのだったら、少し考えを制度的な意味も含めて変えていかないといけないのではないかなと思いますけれどもね。

それこそ自社の社員の方だけでやるのは変かもしれないけれども、やはり耐震ですとか、でも、知識がどこにあるかといったら、明らかに建築・建設、ゼネコン系に知識があるのは明らかであって、そうすると、どうやったらそこへ力を入れようかというのは少し考える必要があると。

それから、もう一つは、更に言うと、今言ったのは耐震等ですけども、もっと言うと自然ハザードのもの。いわゆる原子力工学系の学科専攻ではなくて、理学の方へこれは営業活動をしなないといけないと思うよ。多分、待っていてもなかなかだと思えるのですよね。

だから、これは理学系の人材、地学であるとか、地球物理であるとかという人材を広くサポートする。しかも、余り、金城課長が言うように、将来うちに来てねというのをぎらつかせると、一斉に引くと思うので、そういうわけではなくて、やはりその分野のサポートというちょっと広い心を持ってという部分も必要なだろうと思うのですが。

ちょっとこのままでは、多分、なかなか自然ハザード系が広がっていかないだろうなと思うので、それはプロモーションしないと駄目かなと思います。

石渡委員。

○石渡委員

自然ハザード系に関しては、今、更田委員長がおっしゃったとおりの状況ではあるとは思いますが、ただ、これももう何年かやってきておりまして、私としては、かなり理学系のそういう地震、津波、火山関係のようなところでも、多少、雰囲気が変わってきていて、ほかの原子力関係とか、放射線関係と共同してこういうプロジェクトを出して

くるようなところが出てきておりますので、動きは鈍いといえは鈍いのですが、それなりに広まってはきているなという感じはしております。

以上です。

○更田委員長

是非エンカレッジしていただいてと思いますので。

田中委員。

○田中委員

これは2ページを見ると公募開始が明日からと書いていて、何か説明会が今月2回ぐらいあるのですけれども、今、いろいろと議論があったようなことも含めて、いろいろと説明されるということですね。

○金城長官官房人事課長

そうなります。当然、関心のあるところは公募説明会でやっていきますし、あと、我々、公募を開始したということは、理学系の学会も含めて、広く学会に周知して始めますので、今の御指摘の点は十分留意してやっていきたいなと考えてございます。

○更田委員長

ほかにありますか。いろいろありましたけれども、方針は了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

五つ目の議題「令和4年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針」。

説明は竹内室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室、竹内から、資料5について御説明いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の実実施計画検査、これは実施計画に従って、保安又は防護のための措置が行われているかどうかについて行う検査でございますけれども、検査の方法を定めた実施要領におきまして、年度の基本方針について、原子力規制委員会の承認を受けることとしております。

令和4年度、来年度におきましては、この実施要領に定めております検査の着眼点を踏まえて、以下に書いてある内容について方針としたいと考えております。

本日、その基本方針について承認いただければ、担当の課室、課等は、その方針を基に令和4年度の実実施計画検査の実実施に係る計画を作成することとしたいと考えております。

では、具体的な各担当が行う各検査について御説明いたします。

一つ目の施設定期検査、これは専門検査部門が担当しておりますけれども、実施計画認可後に使用を開始した施設が実施計画に定めている性能を発揮できる状態であるかを検査

する中で、来年度につきましては、検査の着眼点のうち、この①②に係る検査対象となる施設について、可能な限り事業者が実施する検査への立会いによる検査を行う方針とするというものでございます。

①といたしましては、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の中期的リスクの低減目標マップに基づいて抽出した施設ということで、増設多核種除去設備、それから、雑固体廃棄物焼却設備など、こういったものを対象に立会いによる検査を行う内容としております。

②といたしましては、1Fにおける廃炉作業において発生しているトラブルの状況に基づいて抽出した施設として、今挙がっているのがサブドレンほか、浄化設備といったものを対象に方針としております。

以上が施設定期検査の方針でございます。

2. の保安検査、これは主に福島第一原子力規制事務所が行っているものでございますけれども、私の所属する1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）でも担当しております。

保安検査につきましては、東京電力の保安活動が実施計画に従って適切に行われているかということで、ここに➤が五つございますけれども、この➤の項目を重点的に確認する方針としたいと考えております。

一つ目の➤は、1・2号SGTS（非常用ガス処理系）配管の撤去、それから、高性能容器（HIC）内のスラリーの移替え作業というものを今行っておりますけれども、このような汚染レベルの高いものを対象とした作業について、取り上げたいと思っております。

それから、二つ目としては、これは監視・評価検討会でも今年度取り上げておりました瓦礫等の不適切な管理に対する是正処置、それから、瓦礫等の一時保管、前の段階での仮置きのものが非常に大量に発生しているといったところに対する管理の適正化の実施状況。

三つ目としては、顔面汚染等、汚染エリアで扱っている者が汚染のないところで作業したことによる汚染というものが発生しておりますので、そういった不適合事象への是正措置。

それから、火災対策の関連として、火気作業に関わる管理不備というものが発生しておりますので、それに対する改善活動。

五つ目といたしましては、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）、これは今、海洋放水に関する実施計画につきましては、現在審査中でございますけれども、今後、海洋放出に向けた準備等が行われることを前提に、そのマネジメントの活動状況。これは使用前検査においても適切に確認するというものでございますが、こういったものを重点的に確認する方針としたいと考えております。

2 ページに行きまして、三つ目としまして核物質防護検査。これは核セキュリティ部門、また、1Fの規制事務所でも担当しますけれども、ここでは、事業者の防護措置が、これまでの実施計画の検査の結果を踏まえつつ実施計画に従って適切に行われていたかにつきまして、令和4年度はこの三つの➤にある項目を重点に置いて確認する方針としておりまし

て、物理的防護の強度、情報システムセキュリティ対策、防護措置の定期的な評価・改善、この3点に重点を置いて確認する方針としております。

以上が令和4年度の1Fの実施計画検査の基本方針の案でございますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○更田委員長

これは、この方針に従って今度計画が作られて、その計画が示されることになるのですか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

計画につきましては、実施要領におきまして、担当課室の下で作成して事業者に通知することとしております。原子力規制委員会には御報告はしておりません。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

二つあります。

まず一つ、簡単な方から言うと、1ページ目の一番下のALPS処理水の海洋放出に関することですが、今、実施計画審査をしていて、我々が言っている炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）上の審査と、あと、政府方針に沿っているかどうかということの両方見ていることになってはいますが、この検査においても、その両方をカバーするということになるのでしょうか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室、竹内です。

基本、実施計画の遵守状況の検査ということで、法令上は実施計画に書いてある認可した内容が実施計画に従っているかということを確認するためのものですので、政府方針そのものは法令の対象ではないと考えておりますが、ただ、やはり特に核種の分析でありますとか、そういった品質保証的な取組というのは両方に関わるものであると思っておりますので、そういったこととか、あとは、異常時に海洋放出を停止するといった方法等も政府方針の中でもうたわれているところがありますので、そういったところの手順が適切に定められるかという点についても確認することになりますので、政府方針についても、検査の中で確認することとなると考えております。

○伴委員

それと、もう一つは、これを眺めたときにちょっと違和感を覚えるというか、それは1番の施設定期検査のところ、これに基づいて具体的な計画を作ることになるのだとは思いますが、余りにも漠とし過ぎていないだろうかというのが。

実は昨年の実施計画検査の基本方針というのも、資料を確認すると、やはり漠とした書き方しかしていないのですけれども、ただ、例えば、①の中期的リスクの低減目標マップ

に基づき抽出した施設というのですけれども、先週、要は、フィックスしたリスクマップを見たときに、こういう言い方は語弊があるかもしれませんが、何か目玉になるような施設・設備が必ずしもあるわけではないところで、こういう書き方はどうなのだろうか。

だから、当初に比べてサイト全体で何か不測の事態が起きるようなことは考えにくくなっているということもあるので、もっと何か今年度はこういう視点からここを掘り下げたいというようなものがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

専門検査の山元でございます。

今回の方針は昨年とも同様でございますが、施設定期検査のやり方が、事業者が行う検査へ立ち会うか、若しくは記録を確認するという事でカバーするものでございまして、立会検査は、検査官が立ち会うことによって検査官自らが施設の状況を確認できるというところで、一つの大きな目的があると思ひまして、それを抽出するための方針として、ここに書いていますようなリスクマップ、あるいはトラブルの状況、これらから抽出したいという方針として上げている次第でございます。

○伴委員

だけれども、ニュートラルにというか、何の目的もなしに見ていくわけではないので、やはりどこを重点的に見ようとかいうことは実際の検査のときには考えるわけですよ。そうではないのですか。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

具体的には、ここに例示として増設多核種除去設備や雑固体焼却設備と挙げておりますのも、次のページの通しページ3ページにリスクマップが載っておりますけれども、こちらの中では文言としてリスク低減に向けた主要な取組が書かれておりまして、それらを担う機器として抽出をしております。

例えば、一番上の「液状の放射性物質」というところに3行ほどございますけれども、滞留水の処理を進めると。あるいは原子炉建屋内の滞留水の全量処理を行うということで、現存しておりますALPSについて、増設多核種除去設備について、これらを担う重要な機器であることから、選定したいと考えております。

○伴委員

でも、それは前年度も見ているわけですよ。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

昨年度は増設多核種ではなくて、多核種除去設備の方を確認しております。ですから、同じものを繰り返し見るのではなくて、対象設備の中を広げながら見ようということは考えております。

○伴委員

あと、それと、前年度検査をしてみて、そこからのフィードバックというのは何かあるのですか。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

現在としては、事業者検査に立ち会うというところですが、事業者検査が昨年度より1Fとしては始まっておりますが、それに立ち会うことで、まだ事業者検査が定着、まだ1年目ですので、若干、少しもたもたしながらやっているところもございましたが、特に検査における指摘ということはございませんでした。引き続き定着を図る意味で、そういう現場に検査官が行くことで緊張感を与えとか、そういうところもあると思います。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

今、伴委員が言われたことも、この辺が1の施設定期検査の中でこの二つが何か重点的に選ばれているのがよく分からなかったのですけれども、何かもっとほかにも、これは施設定期検査というのは年に1回やるのですよね。1回か2回か知りませんが、しっかりやって見るのですけれども、そのときに重点的にやるものとして、どうしてこの二つが選ばれたのか、もっとほかに見るようなものがあるべきではないかなと思ったのですけれども、その辺はいかがなのですか。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

専門検査の山元でございます。

今、事例としては二つ挙げていますけれども、このほかに共用プール設備であるとか、あるいは滞留水移送ポンプであるとか、その辺りは、今、抽出しようということで精査をしているところでございます。

○更田委員長

だから、これが何でないのと聞いたら、それは検討しているのですというのだったら、方針ではないではないですか。私も似たようなことを言おうと思っていたのだけれども、これは方針ではないのですよ、全然。

しかも、上の方に「検査の着眼点を踏まえ」とあるのだけれども、検査の着眼点を見ると、その着眼点というのは何かというと、リスクマップ、1F検討会での指摘事項、トラブルの状況なわけ。ぐるぐる回っているのですよ、これは。

本年度はどこに重点を置くのだというのが方針だよ。何でこの二つなのかと田中委員に指摘されて、いや、ほかにもあるのですけれども、精査中ですよと言われてしまったら、何が方針なのよと。

それと、そもそも可能な限り事業者が実施する検査、要するに、事業者検査に可能な限り立ち会うのを方針とするということは、私は必ずしも賛成できない。リソースが無量大

だったら、事業者検査に立ち会うのは、それはいいことかもしれない。書類確認に代えて。だけれども、一律にこういうのは方針とは言わないと思うのですけれども。事業者検査にもいろいろなめり張りがあるだろうと。そのめり張りをどうつけるのかが方針だよ。何でもここは可能な限りなのだろう。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

専門検査の山元でございます。

計画として例年5項目程度が上がるわけですが、5項目に限ったわけではございませんが、今年度の実績としては5項目上げておりました、それに立ち会うべく、おっしゃっていただいたように、事業者検査のタイミングでありますとか、そういうことを調整しながら立ち会うものでございまして、やはりその状況に応じては立ち会えない可能性もございまして、そのことを含めて可能な限りという表現をさせていただいております。

○更田委員長

だから、何が方針なの。私は、可能な限り立ち会うこと自体に同意できないと言っているのだけれども。ですから、私はこの方針に同意できないと言っているわけです。なぜ可能な限り立ち会うことがいいことなのだという判断が示されていないのだけれども。

もっと手前なのですから、検査の目的というのは、特定原子力施設に対するものと一般の施設に対するものと、目的というのはどうなのだと。検査というのは安全への悪影響を未然に防ぐために検査を行う。決して事業遂行上のトラブルを防ぐためではありませんよと。

ただ、一方、1Fの廃炉の場合は、事業遂行自身がリスクを下げる行為なのでというところがあるので、一般の検査に対する考え方よりもやや柔軟ではあり、複雑なところがあるのだけれども、では、廃炉を進める上で重要な作業、それから、あるいは潜在的なリスクが高いものに係る作業、これらを重点的に見ますというのは、一般論としてそれはもう大前提としてあるわけだけれども、その上で今年度はどういうアプローチをとりましょうかと。

専門検査部門がやるものに関して、本当かな。事業者検査にできるだけ立ち会うのだというのが方針として正しいのだろうか。

そうすると、今、五つぐらい上がってくると言っていたけれども、事業者の中でも、事業者側において事業者検査の優先順位が定められていることにならないですか。これとこれとこれに来てくださいというものに行くのはいけないのではないの。能動的に決まっているのだったら、一般的に行われる事業者検査の中から、なぜこれに立ち会うのだというのを決めるための尺度があるのだろうと思うのだけれども。

それから、事業者検査への立会いというのは本当に正しいのですかね。優先すべきなのかな。例えば、雑固体廃棄物焼却設備に対する事業者検査への立会いの優先順位が高い。それから、リスクマップを参照するとなると、リスクマップに、例えば、大熊の、分析棟の運用開始うんぬんとか、リスクマップというのはかなり総花的なので、伴委員が言われ

るように、検査の方針という、これが方針なのだったら、計画を見せてもらわないと判断できないという言い方になってしまうな。どこが悪いとも言いにくいだけれども、何でこれでいいのか、何とも言いようのない代物だというのが感想なのですけれども。

前回の原子力規制委員会でも言いましたけれども、どうも1Fの廃炉に関して、監視・評価検討会の進め方にしてもそうなのだけれども、こう言ったはずという、こちらが言った、指摘したことによって、自分の責任はそこで果たしたかのように見えているけれども、言ったことがその後の申請で実施計画に反映されていなかったら、言った意味がないわけね。

それは聞いていなかった方が悪いと言いたいだろうけれども、そうではないのだから。そもそも1Fに対する規制というのは、申請前に相談ができる。事業者は事業者で、申請前に、こう考えているのだけれども、どうだろうということが規制側と直接やり取りができるというところが実施計画を通じた審査のよさなわけですね。

言い換えると、こちらが言っていることが伝わっていなかったら、相手が受け止められていなかったら意味をなさないので、前回、ああいうコメントをしたのだけれども、この方針にしたって、東京電力が検査する側はこういうところに今年度は重点を置いているのだというのを、事業者側が、東京電力が受け止められるものでない。

そうすると、こんなざくっとしたものが方針なのだったら、では、原子力規制委員会として計画を見せてもらいましょうということになるのではないかと思うのですが。というか、一般論からいって、これを見せられて、うんうん、こういう方針かと。今まではそう思っていたのかもしれないけれども、これを方針と言われてもなと思いませんか。

あと、もう一つ、ちょっとこれはあれですけれども、吉川専門官の方にあれですか。核物質防護検査、PP検査に関して言うと、これは手探りの部分もあるのだろうけれども、1Fの方もそうなのだけれども、核セキュリティ部門と、それから、1F事務所との関係みたいなものというのは、検査を通じながら、私たち自身、探っていかなければならないところがありますよね。核セキュリティ部門が今後ともやった方がいいという部分と、この部分はとにかく1F事務所というの。発電所なんかの場合も同じなのだけれども、でも、特にここは状況が違うので、それは方針というのはおかしいかもしれないけれども、ただ、検査を進めていく中で核セキュリティ部門と1F事務所との間の役割分担みたいなものを探ってもらいたいと思います。

金子対策監が出てきたのは何か意味があるの。

○金子長官官房緊急事態対策監

余り意味はなくて、皆さんの議論の中で何か言うことがあればと思っただけですけれども、一つだけ付言をするとすると、施設定期検査は結構定期的なもので、プログラムがされているので、その中で、立会いというものにどれだけ意味があるのだというお話がありましたけれども、動きのこれからあるものは、できるだけ現物をきちんと見て、きちんと性能確認ができていくかとかというのを見ようという趣旨だと私は受け止めておりましたので、それなりの重点化なのかなとは理解をしていたのですけれども、ちょっとそのように

受け止められていない部分はあるので、それだけ付言です。すみません。

○更田委員長

なるほどね。簡単な注文でないことは分かるのだけれども、でも、やはり方針というからには、少なくとも指向性が表されていないとつらいかなと思いますけれどもね。だって、一方で、計画を原子力規制委員会が見るといようなものでもないでしょう。

そうすると、これは時間的に、3月16日という時間は、来年度の方針なり、計画というのを事業者に対して示すタイミングというのはいつなのですか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

来年度が始まる前に計画を策定して、示したいと考えております。

○更田委員長

定検（定期事業者検査）というのはどうなのだろうな、本当に。定検が、年度ごとに事業者検査の計画が上がってきて、それに向かってなるべくうまくスケジュール調整等々もして、立会いに行くというアプローチがいいのかどうかのだけれども。

○山元原子力規制部検査グループ専門検査部門首席原子力専門検査官

専門検査の山元でございます。

先ほど申しあげましたように、施設定期検査のやり方としては、今、問題となっております立会いで確認するか、若しくは記録で確認するというところでございまして、決して立会いで見なかったから、もう検査はしないというものではございません。ですから、検査という観点においては、立会いであろうが、記録確認であろうが同じです。

○更田委員長

それは先ほどもおっしゃっていたので、分かっていますけれども、だけれども、専門検査部門だって原子力規制庁の中にある専門検査部門という組織のリソースを使って1Fの検査をやるわけであって、リソースが無限大なのだったら、全ての事業者検査に全て立ち会ってくださいと、また元へ戻っていくわけですよ。そんな議論をしているわけではない、決して。本当に立ち会うことが価値のあるものだったら立ち会うべきだし、記録確認がふさわしいものは記録確認でいいし、記録確認すら必要ないものだったら、確認の必要はないわけですから、そのときの尺度を決めるのが方針であって。そうではないのかな。

これは竹内室長かもしれないけれども、そもそも1Fの状況というのは、事業者検査が持っている意味だよな、言ってみれば。何でだろう。何で一律に頑張ることができるだけ事業者検査に立ち会うというのが方針になっていくのだろう。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室、竹内です。よろしいでしょうか。

今のこの実施計画の検査の仕組みといいますのは、数年前に一度見直しております、それまでは国がといいますか、規制委が直接検査を行うという仕組みになっておまして、特に規制検査と同じに合わせたわけではないのですけれども、状況からして事業者自身がきちんと性能なりを確保するというのが適切だろうということで、まずは事業者がきちん

と検査をするようにという方向に見直したと。

○更田委員長

だから、それは言われるまでもなく全員認識していますよ。原子力規制検査導入のときに、あれだけ議論したではないですか。それは正に原子力規制検査の精神なわけですよ。一義的な責任の下で事業者が自ら検査をしますと。それに対して、その制度を受けて、1Fの実施計画検査もその制度の精神を受け継いでいるわけ、受けているわけですよ。その中で、なるべく事業者検査に立ち会いに行くのですというのがどうして出てくるのだろうね。

櫻田技監。

○櫻田原子力規制技監

技監の櫻田です。

今の御議論を聞いていて、一番最初、1Fの定期検査というのは何をすべきなのだろうかということ、当時は今のような専門検査ではなかったですけども、施設検査を扱っている管理官と議論をさんざんしたのをちょっと思い出していました。

普通の発電所などとは違って、これを検査するのですというのが決まっていな。かつ、決まっているものを一律に全て見に行くということも適切ではないだろうと。だから、更田委員長が先ほどから盛んにおっしゃっているように、今年はこれを見に行こうというもの、やはり決めなければいけないよねと。そうしないと、リソースも底をつくしということ、議論して、1年目だから、まだ余り導入された設備がなかったのですけれども、逆に言うと、導入されたものが余り多くなかったので、では、新しく備え付けられたものの劣化の状況とか、それは確認するようにしよう。それでもリソースがあるので、記録確認でいいものはよしとして、大事なものは実際に見に行こうというような議論をしていたような気がします。

それから、ちょっと間違っていれば訂正してほしいのですけれども、今の規制検査の中での事業者定期検査の確認についても、やはり立会いと記録確認は使い分けていて、大事なものは立会いするというのが原則になっているのではないかと思うのですけれども、その考え方をここに導入しているという、それだけのような気がするのですね。

だから、専門検査の考えていることは、恐らく余り委員の方がおっしゃっていることとずれていないのではないかと思いついて聞いていたのですけれども、大事なものは、やはり記録確認ではなくて立会いに行きましょうと。それを可能な限りという言い方をしている。

この可能な限りというのが、全て行くつもりなのですからけれどもという、そういう話では多分ないのだろうと思いついては、一方で、何が大事かというのは、ぐるぐる回っているということはそのとおりなのかもしれませんけれども、検査の着眼点に書いてあるような考え方で、具体的にどこを見に行くのだということ、計画レベルで考えるときに抽出するということの方針としたいのですというのがこの紙だと思います。

こちらが抽出しても、事業者の検査間隔とかタイミングとかとの関係で、実際には僕ら

が行きたいと思っても行けないというものが出てくるかもしれないということもあるので、そこは計画作りのところで現場で調整させてくださいというのが全体の枠組みになっているのかなと思いました。すみません。

○更田委員長

技監も言っているように「可能な限り」というのは思考停止なのです。考えていないのね。「必要に応じ」ならまだ分かる。「重要なものは」ならまだ分かる。だけれども「可能な限り」というのは思考停止なのです。行けるものには全部行きますという意味だから。それは原子力規制検査のときにあれだけ議論したけれども、そういった思考停止は排除しましょうと。では、何が大事なのか。何が大事なのかは計画段階で抽出しますと。それはいいとしても、では、抽出の尺度だよねということになるかと思うのです。

それから、立会いというのは、要するに、事業者検査は、ある種、事業者の予測範囲内にあるわけだけれども、専検が行う検査というのは、必ずしも立会いというモチーフが一番効果的かどうかは分からないわけであって、出だしから一律に可能な限り事業者が実施する検査の立会いに関する検査を実施する方針とすると言われると、私はその方針に賛成できませんというのが私の意見ですね。

一方で、計画を年度内に作ろうとなるのだったら、方針を少し議論させてもらって、もう年度内というのは23日と30日しかないのかな。だから、23日でもう一回ちょっとやりましょうよと思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室、竹内です。

今の御意見を踏まえて考え方を整理したいと思います。

○更田委員長

では、次回の原子力規制委員会でもう一回議論したいと思います。

吉川専門官。

○吉川長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

核セキュリティ部門の吉川でございます。

1Fに対する核物質防護検査、先ほど更田委員長がおっしゃった原子力規制事務所との関わりなのですけれども、来年度からは1Fの規制事務所にPP検査官を1名配置して、日常的な監視をもさせると。それを吸い上げにして、本庁（原子力規制庁）の検査官も1Fの検査官を置くといったことで、検査をより効率的に、効果的に実施することによって、防護の目的を達成しようと思っております。

以上でございます。

○更田委員長

希望ですけれども、専任の人がいることよりも、全員がPPも見られるというのが大事だと私は思っていますので、もちろん専任の人がいるのも悪くはないのだけれども、本来的にはセキュリティもセーフティも、対象と、それから、イベントの起因が違うだけであっ

て、そのコンセクエンスは同じところへ行くケースがほとんどなので、そういった意味では全員が両方見られるというのが望ましいとは思いますが、とにかく、でも、急にはなかなかいかないだろうけれども、1Fはまた1F独特の難しさがあるだろうと思えますけれども、しっかり議論をして、また事務所の人とよく議論をして進めてもらいたいと思えます。

○吉川長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官
核セキュリティ部門の吉川です。

承知いたしました。

○更田委員長

では、来週またやりましょう。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。